

平成27年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月20日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 5 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 6 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 7 稲敷市農業委員会委員選挙指名簿登載申請書審査結果について
 - 日程 8 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 10 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
 - 日程 11 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 13 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
 - 日程 14 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 報告第6号
- 日程 8 議案第1号
- 日程 9 議案第2号
- 日程 10 議案第3号
- 日程 11 議案第4号
- 日程 12 議案第5号
- 日程 13 議案第6号
- 日程 14 議案第7号

出席委員

1 番	宮 本 昇 君	1 8 番	山 口 幸 一 君
2 番	関 口 邦 子 君	1 9 番	宮 本 善 助 君
3 番	蛭 原 一 君	2 0 番	保 科 進 君
4 番	村 山 文 雄 君	2 1 番	清 原 寿 君
5 番	篠 崎 惣 壽 君	2 2 番	加 納 昭 君
6 番	松 本 文 雄 君	2 3 番	飯 塚 恒 雄 君
7 番	吉 岡 一 仁 君	2 5 番	濱 田 昭 一 君
8 番	川 島 昇 君	2 6 番	沖野谷 秀 雄 君
9 番	小 貫 和 子 君	2 7 番	永 長 秀 敏 君
1 0 番	千 勝 忠 君	2 8 番	澤 邊 雅 之 君
1 1 番	山 崎 健 一 君	2 9 番	遠 藤 一 行 君
1 2 番	坂 本 富 男 君	3 0 番	糸 賀 泰 夫 君
1 3 番	秋 本 精 一 君	3 1 番	山 下 恭 一 君
1 4 番	篠 崎 文 夫 君	3 2 番	高 須 一 郎 君
1 5 番	坂 本 一 雄 君		
1 6 番	古 澤 真 和 君		

欠席委員

1 7 番	井戸賀 吉 男 君	2 4 番	飯 田 稔 君
-------	-----------	-------	---------

出席説明委員

農業委員会事務局長	森 川 春 樹
農業委員会事務局長補佐	飯 島 伸 生
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月27日（火） 農業委員会県南連絡協議会農業委員全体研修会
於 土浦市民会
出席者 稲敷市農業委員

- 2月4日(水) 第2回稲敷市国民健康保険運営協議会
於 稲敷市役所桜川庁舎
出席者 加納 昭会長
- 2月13日(金) 稲敷郡内全農業委員研修
於 阿見町本郷ふれあいセンター
出席者 稲敷市農業委員
- 2月14日(土) 稲敷市産地米づくり生産者大会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 秋本精一会長職務代理者

午後3時開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成27年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、17番、井戸賀吉男委員、24番、飯田 稔委員の2名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、14番、篠崎文夫委員、15番、坂本一雄委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号4番までを一括して報告いたします。本4件につきましては、茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。内容の詳細については、それぞれ議案に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。受理番号1番から受理番号13番までを一括してご報告いたします。ページは2ページから8ページにかけてになります。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

**日程 4 報告第3号 農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転
用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の9ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、佐倉字佐倉原，畑1筆，999平方メートルでございますが、申請地に集合住宅1棟を建築するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

**日程 5 報告第4号 農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転
用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の10ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字新山，畑1筆，1,583平方メートルでございますが、事業者が賃貸借権設定により申請地に太陽光発電施設を建築するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

**日程 6 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通
知について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の11ページをお開き願います。

報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、浮島字西ノスほか6地区、田17筆、畑2筆、雑種地2筆、計21筆、18,852平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、手賀組新田字秋塚、田5筆、8,671平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、手賀組新田字秋塚、田1筆、1,867平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番、羽賀字甲塚、田1筆、733平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番、羽賀字甲塚、田1筆、1,375平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 7 報告第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）13ページをお開き願います。

報告第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について」でございます。平成27年1月30日付け稲敷市選挙管理委員会長あて送付いたしました。名簿登載人数ですが13ページ以降に記載のとおりでございます。稲敷市全体では戸数が3503戸、男性、3,424人、女性2,051人、計、5,475人、対前年比では、戸数が185戸の減、男性、213人の減、女性125人の減となっております。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、

移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）14ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」でございます。競売による所有権移転1件，公売による所有権移転2件，売買による所有権移転7件，贈与による所有権移転1件，合計11件でございます。

受理番号1番，上馬渡字上馬渡，田1筆，9，801平方メートルについてでございますが，水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行った不動産競売において最高価申込者となったものであります。受人には12月総会で買受適格証明書を交付しておりますので，農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号2番，沼田字太夫や敷，畑1筆，410平方メートルについてでございますが，関東信越国税局が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には12月総会で買受適格証明書を交付しておりますので，農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号3番，沼田字太夫や敷，畑1筆，363平方メートルについてでございますが，関東信越国税局が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には12月総会で買受適格証明書を交付しておりますので，農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号4番，戊渡字南，田1筆，畑1筆，14，502平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号5番，柴崎字砂子ほか2地区，田3筆，15，036平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

15ページをお開き願います。

受理番号6番，釜井字前田，田2筆，6，101平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号7番，手賀組新田字大重，田1筆，7，047平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号8番，手賀組新田字大重，田1筆，8，191平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号9番，浮島字上大須，田4筆，3，964平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号10番，中山字中山ほか1地区，田2筆，1，756平方メートルについてで

ございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

16ページをお開き願います。

受理番号11番，阿波崎字八幡下，畑1筆，536平方メートルについてでございますが，受人が耕作利便のため譲り受けるものでございます。

以上11件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で，議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお受理番号1番から3番については買受適格証明書を交付時に審査済みですので調査報告を省略いたします。また受理番号4番から受理番号8番については，茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず，受理番号9番について，宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番，宮本です。受理番号9番について報告いたします。2月18日に小貫委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は，本人80日，世帯合計で170日であります。経営面積，260アールであります。調査の結果受人は，農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議，願います。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号10番について，遠藤委員より報告願います。

○29番（遠藤一行君）29番，遠藤です。受理番号10番について報告いたします。2月18日に山口委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具は所有状況ですが，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機を借り入れて耕作をしております。農作業従事日数は150日であります。今回取得する農地を含めて58アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議を願います。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号11番について，永長委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君）27番，永長です。受理番号11番について報告いたします。2月19日に蛭原委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻，トマトなどを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は，200日です。農業経営面積は410アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）17ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、沼田字中山尻、畑1筆、4,746平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、出里字先神、畑1筆、11,087平方メートルについてでございますが、申請人が倉庫用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、桑山字俵田、田1筆、1,368平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、高田字天ノ宮、畑1筆、929平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものであります。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

18ページをお開き願います。

受理番号6番，佐倉字宮脇，畑1筆，707平方メートルについてでございますが，申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。

申請地は市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。受理番号7番，浮島字西浜，畑1筆，482平方メートルについてでございますが，申請人がすでに資材置場及び駐車場として利用していたものの追認申請をするものでございます。

申請地は非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で，議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君） 4番，村山です。受理番号1番について，さる18日，山崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電事業施設として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重，審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号2番について，清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番，清原です。受理番号2番について報告いたします。さる18日，山崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，倉庫として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号3番及び5番について，篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番，篠崎です。受理番号3番，5番について，さる18日，松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，それぞれ資材置場，太陽光発電事業施設として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号6番について，宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○19番（宮本善助君）19番，宮本です。受理番号6番について，さる18日，山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電事業施設して利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号7番について，小貫委員より報告をお願いいたします。

○9番（小貫和子君）9番，小貫です。受理番号7番について，さる18日，宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，すでに資材置場及び駐車場として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第3号，「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）19ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番，犬塚字荒野原，畑2筆，1，914.93平方メートルについてでございますが，申請人が期間延長するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で，議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番，清原です。受理番号1番について，さる18日，山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，一時的に進入路として利用するものを期間延長するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重，審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号，「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程11 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）

20ページをお開き願います。

議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番，下根本字西の台，畑1筆，328平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利

用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、吉岡委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉岡一仁君） 7番、吉岡です。受理番号1番について、さる18日、山口委員と遠藤委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており国土地理院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程12 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。
飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく お願いします。21ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、24件、73筆、162、232平方メートル、再設定が、9件、24筆、48、256平方メートル、合計210、488平方メートルについての利用権の設定です。新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、釜井字後田、田1筆、370平方メートル、

受理番号2番、釜井字後田、田1筆、194平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、

経営面積3, 787アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号3番, 八筋川字八郎田, 田3筆, 9, 323平方メートル, 新規設定で, 利用目的が水稲, 期間が5年, 小作料は10アール当たり, 2俵, 設定を受ける者は, 経営面積1, 273アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数280日の認定農業者です。

受理番号4番, 上須田字上須田ほか1地区, 田10筆, 24, 137平方メートル,
受理番号5番, 結佐字下結佐ほか2地区, 田6筆, 7, 786平方メートル,
22ページをお願いします。

受理番号6番, 結佐字下結佐ほか1地区, 田3筆, 10, 740平方メートル,
いずれの3件は, 新規設定で, 利用目的が水稲, 期間が10年, 小作料は10アール当たり, 2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積895アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号7番, 八千石字八千石, 田6筆, 10, 623平方メートル, 新規設定で, 利用目的が水稲, 期間が9年, 小作料は10アール当たり, 2俵, 設定を受ける者は, 経営面積234アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数120日の農業者です。

受理番号8番, 江戸崎字外浦, 田1筆, 3, 435平方メートル, 申し訳ありません。
再設定とありますが新規設定の誤りです。訂正をお願いします。利用目的が水稲, 期間が1年, 小作料は10アール当たり, 1俵, 設定を受ける者は, 経営面積373アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数180日の農業者です。

受理番号9番, 堀川字草切ほか2地区, 田7筆, 13, 397平方メートル,
受理番号10番, 太田字京塚ほか1地区, 田2筆, 4, 665平方メートル,
受理番号11番, 太田字京塚ほか1地区, 田2筆, 4, 658平方メートル,
受理番号12番, 太田字京塚ほか4地区, 田5筆, 13, 567平方メートル,
受理番号13番, 太田字大辺田, 田1筆, 1, 471平方メートル,

受理番号14番, 太田字上笹前, 田1筆, 2, 024平方メートル, いずれの6件は新規設定で, 利用目的が水稲, 期間が9年, 小作料は10アール当たり, 2俵, 設定を受ける者は, 経営面積350アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号15番, 佐原下手字下手, 田1筆, 3, 705平方メートル,

受理番号16番, 西代字南田ほか1地区, 田4筆, 11, 052平方メートル, いずれの2件は, 新規設定で, 利用目的が水稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 2俵, 設定を受ける者は, 経営面積703アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

24ページをお開きください。

受理番号17番, 柴崎字寺地下ほか3地区, 田7筆, 畑1筆, 20, 346平方メートル,

受理番号18番, 柴崎字丹通, 田1筆, 1, 292平方メートル, いずれの2件は, 新規設定で, 利用目的が水稲, 期間が10年, 小作料は10アール当たり, 2俵, 設定を受

ける者は、経営面積598アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号19番、江戸崎字外浦、田1筆、2,281平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が4年、小作料は10アール当たり、1.5俵、

受理番号20番、江戸崎字外浦、田1筆、1,020平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が4年、小作料は10アール当たり、0.5俵、いずれの2件の設定を受ける者は、経営面積405アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号21番、鳩崎字新田、田2筆、6,158平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積179アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の農業者です。

受理番号22番、鳩崎字新田、田1筆、2,582平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積690アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数300日の農業者です。

受理番号23番、小野字小野、田4筆、4,653平方メートル

受理番号24番、小野字小野、田1筆、2,853平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が8年、小作料は10アール当たり、1俵、設定を受ける者は、経営面積357アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号25番から33番の再設定については、議案書のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程13 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）27ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市 農用地利用 集積計画 に対する意見決定について（利用権転貸）」で今回は、再設定が1件、5筆、12、220平方メートル、稲敷市農業公社を介しての利用権転貸です。

受理番号1番は、再設定ですので、詳細については、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程14 議案第7号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭）28ページをお開き願います。

議案第7号「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」でございます。農地等の贈与税猶予制度について、租税特別措置法第70条の4相続税の納税猶予制度について租税特別措置法第70条の6でございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては3年ごとに継続届出を税務署に提出するものですが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。平成26年12月31日、現在の贈与税の納税猶予制度の適用者は29名で、今回継続届を提出する適

用者は10名でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号1番について、さる2月16日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、澤邊委員より報告をお願いいたします。

○28番（澤邊雅之君）28番澤邊です。受理番号2番について、さる2月15日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号3番について、さる2月15日、清原委員と現地調査をし、聞き取り調査をいたしました。申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番篠崎です。受理番号4番について、さる2月14日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号5番について、さる16日、飯塚委員と調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号6番について、さる18日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号7番について、さる16日、沖野谷委員

と調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号8番から9番について、千勝委員より報告をお願いいたします。

○8番（千勝 忠君）8番千勝です。受理番号8番、9番について、さる16日、篠崎委員と調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号10番について、山崎委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理番号10番について、さる2月16日、清原委員と聞き取り調査及び現地調査を行いました。申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんのでご報告いたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後4時閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議長 加納 昭 ⑩

14番委員 篠崎 文夫 ⑩

15番委員 坂本 一雄 ⑩
